

2019（令和元）年 12 月 11 日

環境省水・大気環境局大気環境課 御中

「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案）」に対する意見

大阪アスベスト弁護団

担当者：弁護士 伊藤明子

〒650-0015 神戸市中央区多聞通 2-4-4

ブックローン神戸ビル東館 7 階

かけはし法律事務所

TEL：078-361-9494/FAX：078-361-9493

1 特定建築材料以外の石綿含有建材の除去等作業（レベル 3 作業）を大気汚染防止 18 条の 15 の届出とし、特定建築材料と同様に作業計画等を都道府県知事に提出させること【Ⅲ 1 (1) 関係】

現在建物に残留している石綿含有建材は多くがレベル 3 の石綿成形板（特定建築材料以外の石綿含有建材）であるから、その除去等作業における十全な対策なくして、適正な石綿飛散防止は図れない。レベル 3 作業についても、事前調査結果の届出のみでは不十分であり、特定建築材料と同様に作業計画等を都道府県知事に提出させ、行政に作業計画を点検させる必要がある。

答申案は、レベル 3 作業の件数が多数に上ることを理由に、都道府県等や発注者の負担を考慮して規制の対象外としているが、むしろ住民の生命・健康を重視し条例で規制を行っている都道府県等にならって、全国一律の制度とすべきである。

2 事前調査の実施者には「アスベスト診断士」を加えないこと【Ⅲ 2 (2) 関係】

「アスベスト診断士」は旧社団法人石綿協会が設立し、現在の一般社団法人 JATI 協会が運用している制度であり、「旧社団法人石綿協会」は、石綿の危険性を知りながら、警告すらせずにこれを普及させ、その利用を促進してきた石綿含有建材メーカー等による業界団体である。かつて石綿を普及させてきた団体が、今になって調査によって対価を得るような資格を運用することは社会的モラルに反する。

全国 6 カ所、原告約 900 名が提起している建設アスベスト訴訟においても、被告企業となっているのは多くが石綿協会に所属していた企業である。事前調査を行う者に「アスベスト診断士」を加えることは、石綿の普及によって利益を上げ、被害を拡大させてきた者が、その責任も認めず被害救済も行わないまま、一方で再び石綿の調査によって利益を上げることが、国が追認する結果となり、社会的モラルに反するだけでなく、事前調査の信頼性そのものを失わせる。

3 事前調査・作業終了時の確認（完了検査）の第三者による実施を義務付けるべきである【Ⅲ 2（2）、Ⅲ 3（1）関係】

現状では、工事を行う施工者に事前調査が義務付けられているが、石綿含有建材の有無の調査結果は工費と工期に大きく影響することから、施工者が適正な事前調査を行わず、その結果、石綿飛散に至った事例が散見される。かかる事態は容易に予測される場所であり、事前調査の適正な実施とその信頼性を確保するためには、発注者の責任において、第三者による事前調査を義務付ける必要がある。

また、今回の答申案で作業基準に位置づけられた作業終了時の確認（完了検査）についても、施工者が行うこととされているが、石綿含有建材の除去等作業による石綿の飛散防止を徹底し、適切な作業の担保を図るためには、第三者による作業終了時の確認が必要である。すでに英国（ISO 認証により事実上第三者が実施している）、米国、ドイツ、韓国では第三者による作業終了の確認を義務付けている（第 5 回小委員会資料 3-1 参照）。

4 除去作業時等の大気濃度測定を義務付けること【Ⅲ 4 関係】

位相差顕微鏡または電子顕微鏡による大気濃度測定を行わなければ発がんリスクが把握できず、発がんリスクが把握できなければ、適正な対策をとることはできない。濃度測定は、有害物質による健康被害防止における基本的かつ極めて重要な対策である。

特定粉じん排出等作業中の石綿漏えいの有無の確認については、平成 25 年の中間答申でも「有効な手法を確立する必要がある」と指摘されている。また、国内では半数以上の自治体ですでに大気濃度測定が実施されており、海外でも英国、米国、ドイツ、韓国において実施され（第 6 回小委員会資料 2-2 参照）、委員会でも多くの委員が義務化を支持している中で、これ以上、大気濃度測定の義務付けを先送りすることは許されない。

答申案ではレベル 3 作業が検討の対象外とされているが、レベル 3 作業を含めた全ての石綿含有建材の除去作業時等の大気濃度測定を速やかに義務付けるべきである。

5 作業基準遵守の徹底を図るため、大気汚染防止法を改正して石綿除去業のライセンス制を導入すべきである【Ⅲ 5 関係】

石綿飛散事例が後を絶たない理由は複数考えられるが、①石綿の危険性の軽視、②発注者の財政的負担、③無届け・違法工事の横行に対する業界の認識不足等が大きい。石綿含有建材の除去工事については、厳格な資格と工事实績に基づいた英国のようなライセンス制が望ましく、ライセンス制の導入により、除去工事費用の適正化が進み、専門工事業者としての自覚が期待できる。作業基準遵守の徹底を図るためには、悪質な違反業者に対する罰則（ライセンスのはく奪）が最も有効である。大気汚染防止法改正にあたっては、ライセンス制の導入を早急に検討し、資格要件や更新・停止要件等を法定すべきである。

6 建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握方法の一環として、石綿含有建材の製造・販売企業に施工実績リスト等を提供させること【Ⅲ 6 (3) (5) 関係】

建設アスベスト訴訟の中で、石綿含有建材の大部分は、特定の企業が大きな製造・販売シェアを占めており、とりわけ吹付材は、特定少数のシェア上位企業（A&AM、ナイガイ、ニチアス、日鉄ケミカル&マテリアル、日本バルカー、日東紡績、太平洋セメント、ノザワ）が製造・販売し、かつ、吹付材メーカーが自ら施工するか、系列業者に施工させるという直接施工の形態を取っていたことが明らかになっている。したがって、吹付材メーカーは、自社製品の施工現場を把握しており、現に民間建築物を含めた施工実績を社史やパンフレット、自社HP等で公表しているケースもある。このような直接施工の形態は、吹付材に限らず、窯業系サイディングやスレートでも見受けられる。

国及び都道府県等は、所有者等による使用状況の把握に加え、石綿含有建材の製造・販売企業に施工実績リスト等を提供させることにより、建築物等の通常使用時における石綿含有建材の使用状況の把握に努め、かつ、これらの情報を解体等工事時や災害時における石綿飛散防止における啓発に活用すべきである。

以上